

パブリック・コメント手続（意見募集結果）

横須賀市個人情報保護条例の見直しについて

平成30年（2018年）8月24日（金）

お問合せ先：総務部行政管理課 市政情報コーナー

電話 046-822-8186（直通）

横 須 賀 市



意見等の募集結果

- 1 意見等の募集及び資料の提供期間
平成30年（2018年）7月11日（水）から8月3日（金）まで
- 2 意見等募集の結果
提出者数 1人 意見件数 2件
- 3 提出された意見の概要及び市の考え方

意見の概要	件数	市の考え方
指紋、音声（声紋）など市が扱うことがなさそうな個人情報までも定義するのはなぜでしょうか。不信感を与えるのではないのでしょうか。	1件	今回の改正は、これまで「その他の記述等」と規定されているものの内容をより具体的に示すものです。市の取扱いの可能性の大小にかかわらず、市が取り扱った際には、個人情報として取扱うことを明らかにしたいと考えます。
二次元コードが印刷された名刺があります。このような形態も規定しておくべきではないでしょうか。	1件	条例の見直しに当たっては、個人情報の定義の明確化を図ることを目的として、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（以下略）」としていた個人情報の定義に関する規定のうち「その他の記述等」に、「文書、図画若しくは電磁的記録（中略）により特定の個人を識別することができるもの（以下略）」を加えることを考えています。 これにより、今後、増加することが見込まれる、二次元コードをはじめとした様々な形態の個人情報についても、条例上、個人情報として適切に取り扱うことができると考えます。

【参考】条例改正案（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）～（3） 略

（4） 個人情報 個人に関する情報であつて、次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

イ 個人識別符号が含まれるもの